

# 納税通知書の見方①

矢吹町 令和〇〇年度 固定資産税(土地・家屋・償却資産) 納税通知書

9 6 9 - 1 2 3 6  
矢吹町一本木×番地

矢吹 太郎 様

00000001

|       |               |
|-------|---------------|
| 賦課年度  | 令和〇〇年度        |
| 通知書番号 | 1234567890123 |

あなたの固定資産税は次のとおりです。

まずは、お名前、ご住所に間違いがないかご確認ください。



|       |          |
|-------|----------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行     |
| 支店名   | 〇〇〇支店    |
| 口座種別  | 普通預金     |
| 口座番号  | 1234**** |
| 口座名義人 | 矢吹 太郎    |
| 振替方法  | 全期前納引落   |

金融機関名に記載がある場合、対象の口座より引落されます(休日の場合、次の営業日となります)。そのため、口座引落の場合、納付書は同封されていません。

- ・全期、第1期 5月末日
- ・第2期 7月末日
- ・第3期 12月25日
- ・第4期 2月末日

◎一括振替の方は、最初の振替日です。  
◎町税等の納付には口座振替が便利です。  
◎この用紙は折り曲げたり、汚したりしないでください。  
00000001

課税標準額とは、税額を算出するための基礎となるものです。固定資産評価基準に基づいて評価し、決定した価格が課税標準額となりますが、土地の場合は、住宅用地の特例や負担調整措置等を考慮して算定します。そのため、「評価額=課税標準額」とならない場合があります。なお、固定資産税の課税標準額の合計が、「土地 30万円」「家屋 20万円」「償却資産 150万円」にそれぞれ満たない場合には免税点未満となり、課税されません。

# 納税通知書の見方②

令和〇〇年度 固定資産税

| 区分       | 固定資産税(円)   |
|----------|------------|
| 土地       | 3,333,333  |
| 家屋       | 22,052,400 |
| 償却資産     | 15,400,000 |
| 合計       | 40,785,733 |
| 税率       | 1.4%       |
| 軽減・減免前税額 | 40,785,733 |
| 区分所有税額   | 570,990    |
| 軽減税額     |            |
| 減免税額     |            |
| 年税額      | 570,990    |
| 合計       | 570,990    |

新築住宅に対する軽減措置が適用になっている場合、印字されます。

税額は、「課税標準額×1.4%」です。 570,990

|     |           |         |
|-----|-----------|---------|
| 第1期 | 令和〇年〇月〇〇日 | 143,490 |
| 第2期 | 令和〇年〇月〇〇日 | 142,500 |
| 第3期 | 令和〇年〇月〇〇日 | 142,500 |
| 第4期 | 令和〇年〇月〇〇日 | 142,500 |

随時期1

各期別の納付額は、年税額を4分割し、2~4期を千円単位とし、千円未満の端数は1期に合計されます。なお、年税額が4,000円未満の場合は全額1期で納付となります。

|    |                  |
|----|------------------|
| 備考 | 義務者番号：0000000000 |
|----|------------------|

お電話でのお問い合わせの際は、納税義務者番号をお伝えください。なお、納税義務者や同一世帯の方以外からのお問い合わせにはお答えできない場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

# 課税明細書の見方

令和〇〇年度 固定資産税(土地・家屋) 課税明細書 (1)

矢吹 太郎 様

令和8年度より課税明細書には現況の情報のみが記載されるようになりました。登記情報が必要な場合はお手数ですが名寄帳等をご請求願います。

| 区分 | 資産の所在地  | 種別     | 評価       | 前年度課税標準額(円) | 当該年度課税標準額(円) | 相当税額(円) |
|----|---------|--------|----------|-------------|--------------|---------|
| 土地 | 一本木〇〇番地 | 田      | 199.00   | 17,412      | 17,412       | 243     |
| 土地 | 一本木〇〇番地 | 宅地     | 1,598.09 | 1,007,501   | 1,007,501    | 4,021   |
| 土地 | 一本木〇〇番地 | その他雑種地 | 524.00   | 901,717     | 901,717      | 12,624  |
| 家屋 | 一本木〇〇番地 | 専用一般住宅 |          | 22,052,400  | 22,052,400   |         |

償却資産は申告内容に沿って課税されるため、明細の添付はありません。

住宅用地

【新築住宅の軽減】  
新築住宅については、一定期間固定資産税が減額されます。居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上、280㎡以下が要件となります。軽減床面積については、床面積が120㎡までのものはその全部が2分の1に、120㎡を超えるものは120㎡に相当する部分が2分の1に税額が軽減されます(事務所、店舗、倉庫等は除く)。

【住宅用地の軽減】  
住宅の敷地の用に供されている土地はその面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。  
・小規模住宅用地 一戸あたり200㎡以下の部分は、特例措置にて、課税標準額の価格の6分の1の額となります。  
・一般住宅用地 一戸あたり200㎡を超える部分は、特例措置にて、課税標準額の価格の3分の1の額となります。